

組合員資格得喪通知書

岩手中部土地改良区 理事長 様

この度、下記事項により組合員資格得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

届出年月日	令和●●年●●月●●日	個人番号	—	
現資格者 (喪失)	住所	(〒●●●—●●●●● ●●市●●町●●番地		
	フリガナ	チュウブ タロウ		
	氏名 (又は名称)	中部 太郎		
	生年月日	大正・昭和・平成●●年●●月●●日	性別	男・女
電話番号	(●●●●●) ●● — ●●			
		個人番号	—	

新資格者 (取得)	住所	(〒●●●—●●●●● ●●市●●町●●番地		
	フリガナ	チュウブ ハナコ		
	氏名 (又は名称)	中部 花子		
	生年月日	大正・昭和・平成●●年●●月●●日	性別	男・女
電話番号	(●●●●●) ●● — ●●			
		個人番号	—	

1. 資格得喪の対象土地

市町村	字	地割	地番	地目	用途	地積㎡	備考
●●	●●	●●	●●	田	田	1,000	
●●	●●	●●	●●	田	田	2,000	

※対象土地が書ききれない場合は裏面に記入してください。

2. 資格得喪の原因及びその時期

原因 (いずれかを ○で囲む)	● 経営移譲	● 死亡	● 相続	● 売買	時期	令和 年 月 日
	● 貸借権設定	● 貸借権解約	● 農地転用 ()	● その他 ()		

- ◆新資格者は当該土地に係る全部の賦課金を納入する義務が生じます。
貸借権契約等により賦課金に対する精算が、所有者と耕作者との間で生じる場合は、当事者間で行ってください。
- ◆土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、当該土地に係る滞納賦課金なども承継することになります。
(詳細は裏面をご覧ください)

※太枠欄をご記入ください。

受付印

※(受理修正 事項確認欄)	組合員名簿	土地原簿	賦課システム	帳簿修正期日	担当者
------------------	-------	------	--------	--------	-----

